

第7章 第5章及び第6章の意見についての 事業者の見解

第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解

7-1 環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第5章に示したとおり、調査計画書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見はなかった。

7-2 知事の意見と事業者の見解

第6章に示した調査計画書についての埼玉県知事からの意見と事業者の見解は、表7.2.1(1)～(2)に示すとおりである。

表7.2.1(1) 調査計画書に対する知事の意見と事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
1 事業計画について 計画地周辺の田園環境と調和した土地利用計画及び事業計画を定めること。	本事業では、田園環境との調和を考え、植栽樹種は周辺の屋敷林の構成種などを参考に選定していくほか、水路の一部には湿性環境を創出・維持していくなどの配慮を実施していきます。
2 調査、予測及び評価について (1) 全般的な事項 ア 立地予定企業の業種及び配置を想定した上で、調査、予測及び評価を行うこと。	予測・評価の実施にあたり、進出企業の計画建物の配置・規模を想定し、項目によっては想定できる最大規模での設定をしました。 <主な対応箇所> 第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10-1 大気質 (p. 262～263) 10-2 騒音・低周波音 (p. 323) 10-12 景観 (p. 545) 10-14 電波障害 (p. 574～575) 10-15 廃棄物等 (p. 587～588) なお、進出企業の想定業種は、杉戸町によるアンケート及び下水道整備計画に従い、製造業（食品製造、金属製品、一般機械器具、輸送機械器具）、卸売業、貨物運送業を想定しました。 <主な対応箇所> 第2章 対象事業の目的及び概要 2-10 対象事業計画の実施方法 2-10-2 進出企業計画 (p. 17))
イ 首都圏中央連絡自動車道及び計画地周辺道路の整備状況に伴う交通量等の変化を考慮すること。	本事業工事期間中では、周辺道路網に大きな変化は生じないと想定されるため、基礎交通量は道路交通センサス等の文献から対象年度の伸び率を考慮し、予測の基礎条件としました。 また、工事完了後供用時については、周辺道路網における首都圏中央連絡自動車道の幸手IC(仮称)の開通及び国道4号バイパス4車線化が概ね定常化する時期を対象とし、道路交通センサス等の文献から算出した対象年度の伸び率に加え、圏央道幸手IC(仮称)の開通に伴う変化の程度を考慮することとしました。 <主な対応箇所> 資料編第3章 交通計画 3-2 将来交通量 1 将来交通量の整理方針 (p. 25～37)

表 7.2.1(2) 調査計画書に対する知事の意見と事業者の見解

知事の意見		事業者の見解
2 調査、予測及び評価について (1) 全般的な事項	ウ 隣接する既存の産業団地との複合影響について留意すること。	<p>本事業では、現地調査を実施することで、計画地南側に隣接する杉戸深輪産業団地の稼働を前提とした環境状況の把握を行っています。この結果を予測及び評価を実施する上での基礎条件としていますので、杉戸深輪産業団地との複合的な影響に留意しているものと考えます。</p> <p><主な対応箇所></p> <p>第 10 章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10-1 大気質 (p. 236、247、268、280) 10-2 騒音・低周波音 (p. 310、316、326、333) 10-3 振動 (p. 354、357、362)</p>
(2) 生態系	水田等を生息場所とする動植物について、希少種のみならず普通種を含む種の動態に留意した上で、調査、予測及び評価を行うこと。	<p>現地調査により、普通種とその生息生育環境等を把握し、「生態系」においては地域を特徴づける着目種とその生息生育環境について整理しました。</p> <p>また、着目種とその生息生育環境に対する、本事業による影響等の予測及び評価を行いました。</p> <p><主な対応箇所></p> <p>第 10 章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10-9 動物 (p. 453~473) 10-10 植物 (p. 491~503) 10-11 生態系 (p. 516~519、p. 528)</p>
3 環境保全措置について (1) 道路環境の整備	計画地内において、右折帯の設置等の交差点改良を行って、環境負荷の低減を図ること。	<p>当事業に伴う計画発生交通量・交通配分等を検討し、道路管理者及び交通管理者と協議を実施しました。これにより当該交差点に右折帯が必要とされた箇所について、設置可能な形状で整備します。</p>
(2) 動植物及び生態系	2(2)に示す調査、予測及び評価結果を踏まえ、湿性環境の創出・保全を計画すること。 また、地域周辺の屋敷林空間（高木、低木、下草）の植物群落について、保全を図ること。	<p>本事業では、「動物」、「植物」、「生態系」に対する事業実施に伴う影響を踏まえ、本事業で再整備する水路において湿性環境の創出・保全に努めます。</p> <p>また、計画地内の緑化計画では、地域周辺の屋敷林の植物群落構成（高木、低木、下草）等について郷土種の採用や樹木の配置等を検討します。</p> <p><主な対応箇所></p> <p>第 11 章 環境保全措置 11-2 代償措置の実施計画 (p. 633~636)</p>
(3) 水象	計画地内の道路、公園及び分譲地における地下水涵養に配慮すること。 例えば、透水性舗装の導入等を計画すること。	<p>本事業では、基盤整備として事業者が整備を行う歩道に透水性舗装を導入していきます。</p> <p>また、分譲地内での地下水の涵養対策としては、進出企業に対し、緩衝緑地の維持管理の指導、要請等を行っていきます。</p> <p><主な対応箇所></p> <p>第 11 章 環境保全措置 11-1 予測・評価に際して講ずることとした環境保全措置 (p. 625)</p>